

# 奈良県公契約条例の概要

## 目的

○公契約について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、県並びに受注者及び下請負者等の責務を明らかにすることにより、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 基本理念

○公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民の生活及び福祉を支えるとともに、その当事者には、地域社会に貢献する経済主体にふさわしい行動及び役割が強く期待されていることに鑑み、その締結及び履行に当たっては、適切かつ公正に行われなければならない。

## 責務

### (県の責務)

県は、基本理念にのっとり、公契約を通じて適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上を図るため、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保のための必要な措置を講じなければならない。

### (受注者等の責務)

受注者及び下請負者等は、基本理念にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、公契約の適正な履行に努めなければならない。

## 基本方針

### (1) 社会的価値の勘案

公契約の相手方の選定に当たっては、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案すること。

### (2) 法令の遵守

公契約の履行に当たっては、受注者及び下請負者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。

- ア 最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと。
- イ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に係る被保険者資格の取得に係る届出及び労災保険に係る保険関係成立の届出を行うこと。

## 公契約の定義

- ① 県が発注する建設工事の請負契約
- ② 県が業務を委託する契約
- ③ 県と指定管理者との公の施設の管理に関する協定

## 社会的価値の勘案

評価項目の種類	評価方法	
①「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」※登録 ②障害者雇用 ③保護観察対象者等雇用	建設工事	業者格付け時
	業務委託	特定公契約の 総合評価入札の評価時
	指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時

・各項目の該当状況により加点点評価

・※ 奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する県内に本店または事業所のある企業の登録制度

## 法定労働条件の遵守

公契約のうち、下記の特定期契約の受注者は、当該業務に従事する労働者について、遵守状況に関する報告や下請負者等への指導等を行う義務を負う。

特定期契約の範囲		遵守事項
建設工事	予定価格 3 億円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最低賃金、社会保険加入の遵守</li> <li>●条例に基づく諸手続き               <ol style="list-style-type: none"> <li>①履行責任者の選任・報告</li> <li>②下請負者等への明示及び指導</li> <li>③労働者への明示</li> <li>④定期の支払賃金等の報告</li> <li>⑤疑義がある場合の説明等</li> <li>⑥立入調査への協力</li> <li>⑦必要な措置の結果報告</li> </ol> </li> </ul>
業務委託 (下記業務)	予定価格 3 千万円以上	
指定管理 (下記業務)	委託料上限額 3 千万円以上	

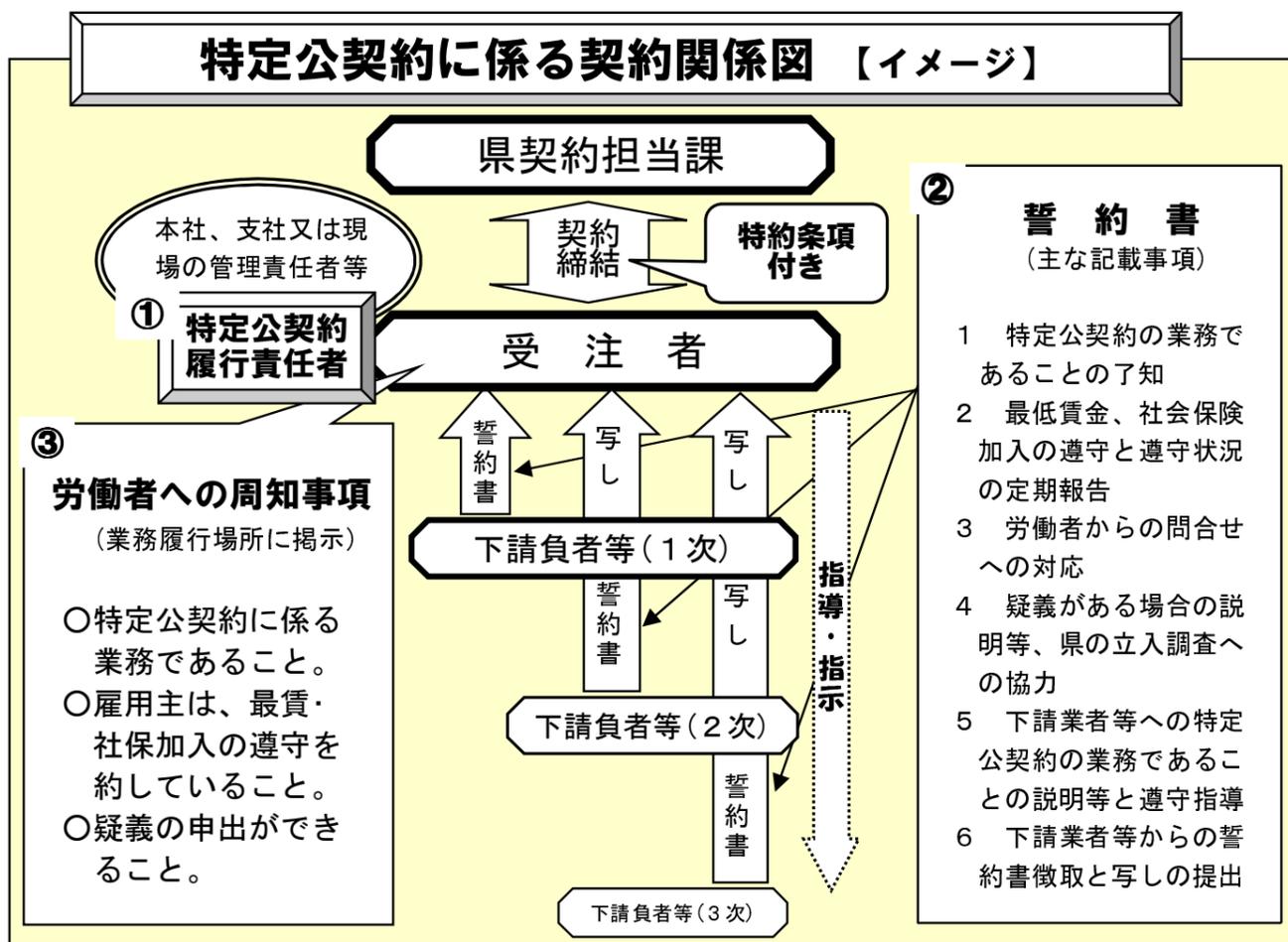
【業務委託及び指定管理に係る特定期契約に該当する業務の範囲】

次の業務のいずれかを含む内容の公契約（契約期間が6ヶ月を超えるもの）

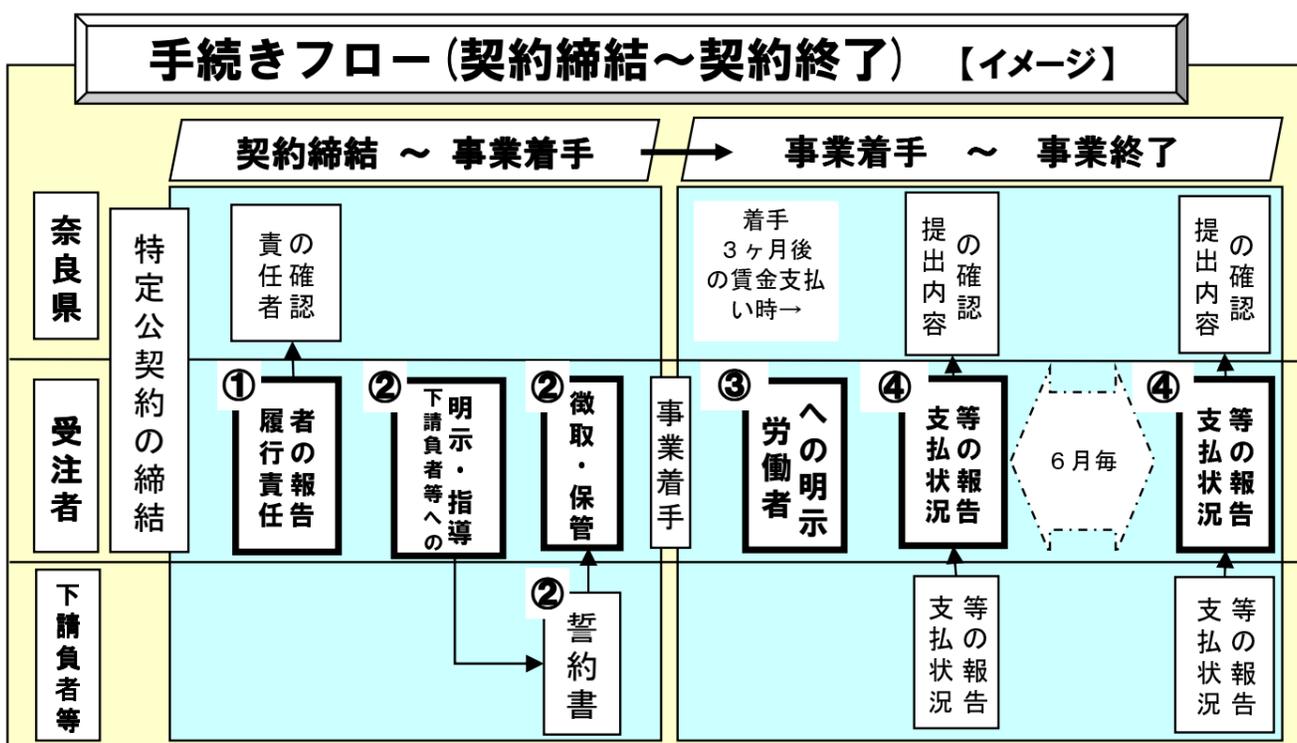
- ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務
- イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務

# 奈良県公契約条例の概要

## 特定公契約に係る契約関係図【イメージ】



## 手続きフロー(契約締結～契約終了)【イメージ】



## 違反措置等

### 対象行為

- 賃金支払・社会保険加入状況等の報告義務違反**
  - ・報告しない
  - ・虚偽の報告
- 立入調査への協力義務違反**
  - ・拒否・妨害等
- 必要な措置を講じた結果の報告義務違反**
  - ・報告をしない
  - ・虚偽の報告
  - ・必要な措置を講じない

### 違反に対する措置等

#### 【受注者】

- ・過料 5万円以下
- ・入札参加停止措置 1か月又は3か月

※ ただし、下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、適用しない。  
過料を科した場合は、情報提供としての公表を行う。

#### 【下請負者等】

- ・入札参加停止措置 1か月

※ ただし、下位の下請負者等に係る内容については、指示や指導等の義務を適正に履行している場合は、上位の下請負者等には適用しない。

### (評価への反映)

上記の入札参加停止措置を受けた事業者については、業者格付け(建設工事)、総合評価(業務委託)又は公募に係る審査(指定管理)において、一定の減点を行う。

## 公契約審議会

○知事の諮問に応じ、この条例の運用方針その他重要事項について調査審議する。

## 公契約執行適正化委員会

○過料の適否その他この条例に基づく公契約の適正な履行の確保(入札参加停止措置を含む。)について調査審議する。

## 施行時期

○平成27年4月1日施行

※ 施行日以降に公告等のあった特定公契約に適用。

ただし、社会的価値の評価に係る業者格付けについては、28・29年度分から適用

※ 報告の対象となる範囲：経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く労働者

# 奈良県公契約条例の実施状況について <H27. 4. 1~R4. 1. 31>

## 1 公契約条例の要点

### 公契約条例の対象

建設工事	予定価格 <b>3億円</b> 以上
業務委託	予定価格 <b>3千万円</b> 以上
指定管理	委託料上限額 <b>3千万円</b> 以上

### 実現すべき事項

#### (1) 法令の遵守

遵守事項	確認対象	確認方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆最低賃金の遵守</li> <li>◆社会保険加入の遵守</li> </ul>	受注者 (下請業者を含む)	賃金支払報告書 により確認

#### (2) 社会的価値の実現

評価項目の種類	実現方法	
① 「奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業」	建設工事	業者格付け時に評価
② 障害者雇用	業務委託	総合評価入札時に評価
③ 保護観察対象者等雇用	指定管理	公募に係る審査時に評価

## 2 実施状況(Output)

令和4年1月31日現在

### ◆ 契約件数

- 建設工事 **102件** (他、R3予定:3件)  
(H27:16件, H28:18件, H29:12件, H30:16件, R元:11件, R2:17件, R3:12件)
- 業務委託 **52件** (他、R3予定:4件)  
(H27:1件, H28:8件, H29:8件, H30:13件, R元:2件, R2:12件, R3:8件)
- 指定管理 **10件**  
(H27:0件, H28:2件, H29:1件, H30:4件, R元:0件, R2:1件, R3:2件)

上記のうち

### ◆ 賃金支払報告書 提出済

- 建設工事 **86件 (4,281人)**  
(延べ240回, 5,679人)
- 業務委託 **40件 (488人)**  
(延べ128回, 1,366人)
- 指定管理 **9件 (247人)**  
(延べ46回, 924人)

## 公契約条例における評価項目の追加について ①

### 評価項目の追加を検討する理由

公契約条例における社会的な価値の勘案基準では、当初より以下の3つの評価項目について評価を行っている。

#### 現行の評価項目及び評価方法

評価項目の種類	評価方法	
① 「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録の有無	建設工事	業者格付け時
② 障害者の雇用の状況	業務委託	特定公契約の総合評価入札の評価時
③ 保護観察対象者等の雇用の状況	指定管理	特定公契約の公募に係る審査時

→ 各項目の該当状況により加点評価を実施している。

条例の施行から6年が経過し、

- ① 県の施策として追求すべき社会的取組がないか
- ② 企業側の視点から、他に評価すべき社会的取組がないか

を調査し、新たに追加すべき評価項目について検討する。

### 会計局として評価項目に追加していくべきと考える企業の社会的取組

庁内各所属より追加の要望があった、企業の社会的取組

国又は他県において、入札等の機会を利用し評価されている、企業の社会的取組

# 公契約条例における評価項目の追加について ②

## 庁内各所属より追加の要望があった、企業の社会的取組

評価項目案	提案所属	期待される効果	県の施策との関連
<p>女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況</p> <p>① (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なら女性活躍推進倶楽部登録の有無</li> <li>・えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無</li> <li>・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無</li> </ul>	女性活躍推進課	男性も女性もいきいきと働き、女性が能力を発揮しやすい職場環境づくり、及び仕事と子育ての両立のための職場環境づくりの促進に寄与	<p>奈良新『都』づくり戦略</p> <p>(50) 女性の幸せ応援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業とともに進める女性活躍の推進 →「なら女性活躍推進倶楽部」の会員企業と連携した取組の実施</li> <li>・女性への様々な就労支援</li> <li>・新たな分野にチャレンジする女性への支援</li> </ul> <p>(45) 子育て不安の解消、出生率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の再就職準備相談窓口でのスキルアップ支援</li> <li>・多様な主体による子育て支援環境の整備</li> </ul>
<p>障害者の雇用促進に係る取組の状況</p> <p>② (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者職場実習の受入実績の有無</li> <li>・障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無</li> </ul>	障害福祉課	障害者の雇用にまで至っていない企業に取組を促し、障害者にとっても就労の経験が増加することで、障害者雇用の促進に寄与	<p>(10) 障害者雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労連携コーディネーターによる実習を通したきめ細かなマッチング</li> <li>・「障害者はたらく応援団なら」の取組による障害者に理解のある職場環境づくり</li> <li>・テレワーク技術を活用した障害者雇用の新しい働き方モデルの構築・普及</li> </ul>
<p>環境に配慮した事業活動の状況</p> <p>③ (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無</li> </ul>	環境政策課	環境に配慮した事業活動の促進に寄与	<p>(前文・抜粋)</p> <p>奈良県環境基本条例</p> <p>(中略) 私たちは、一人一人が環境の有限性を深く認識し、事業活動や日常生活など私たちの活動そのものを環境への負荷の少ないものに改め、持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、このような取組を通じて地球環境の保全に貢献していかなければならない。(以下略)</p>

各課提案の評価項目案については、**県の施策に位置づけられた内容**となっている。

# 公契約条例における評価項目の追加について ③

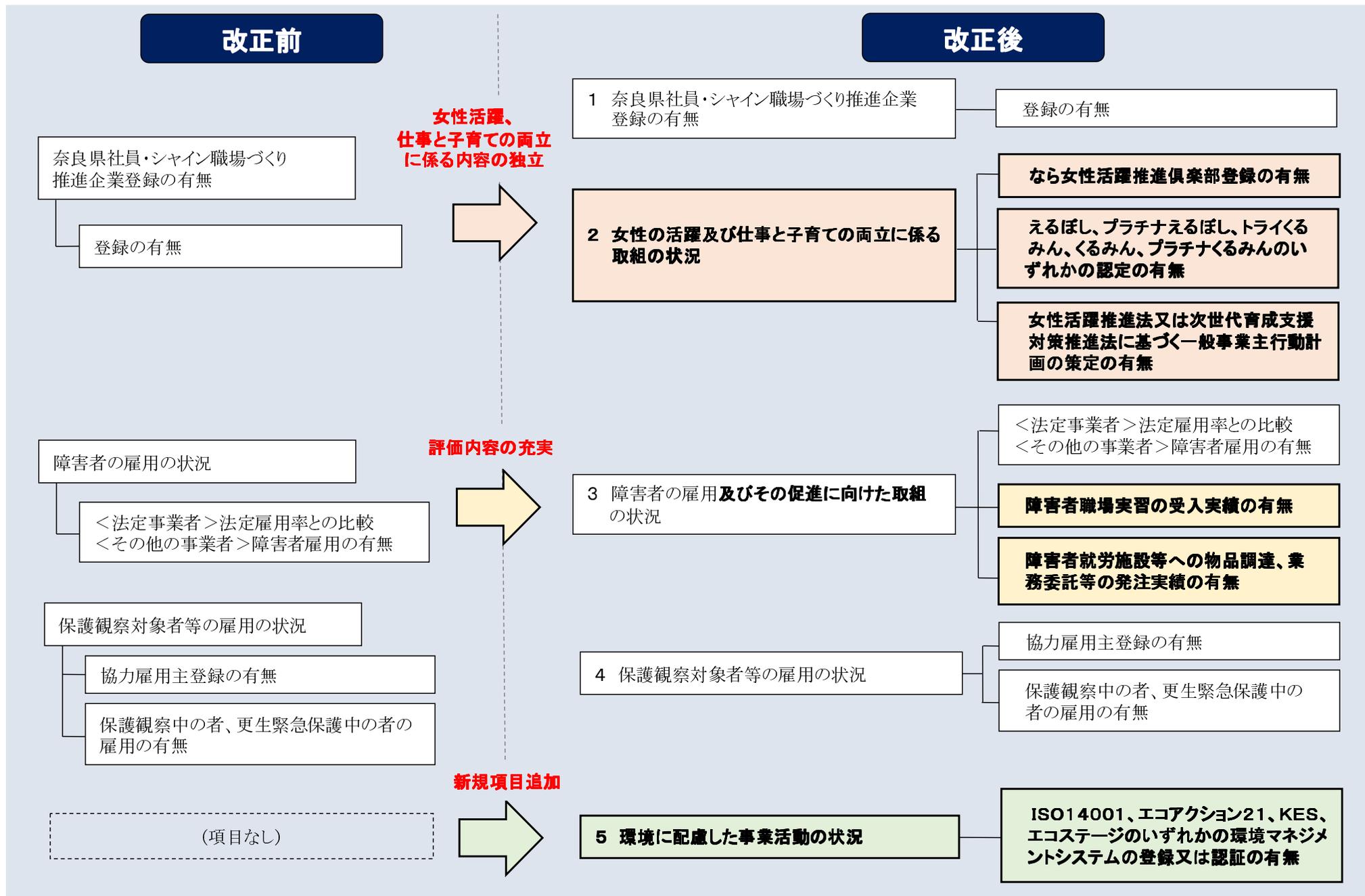
## 国又は他県において入札等の機会を利用し評価されている、企業の社会的取組

	奈良県	国(内閣府)	岩手県	長野県	静岡県	愛知県	滋賀県	沖縄県
女性の活躍・仕事と生活の調和	【奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録】仕事と家庭の両立、女性の活躍推進、短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方の推進	えるぼし・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	いわて女性活躍認定企業、いわて子育てにやさしい企業等の認証、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 等	仕事と子育ての両立支援、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を提出し、育児・介護休暇の規定を設ける 等	性別・年齢・国籍等にかかわらず多様な人材が活躍する社会の実現、柔軟な働き方ができる職場環境づくりに資する取組	あいち女性輝きカンパニー認証、愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録、えるぼし・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、あいちっこ家庭教育応援企業賛同書の提出	女性活躍、女性技術者の配置、次世代育成支援対策	女性技術者の配置 等
障害者等への就業支援	障害者、保護観察対象者等の雇用 【奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録】高年齢者・若年者雇用	—	障害者の雇用、仕事と子育ての両立支援等	新卒者の採用、女性技術者・障害者の雇用 等	障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用	障害者、保護観察対象者等の雇用	障害者雇用、高年齢者雇用確保措置等	新卒者・若年者・障害者雇用、協力雇用主
環境に配慮した事業活動	—	—	いわて地球環境にやさしい事業所認定、ISO14001シリーズ認証取得 等	エコアクション21、ISO14001シリーズの認証取得 等	環境に配慮した事業活動	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの認証取得	環境に関する取組	ISO14001、エコアクション21の認証取得
その他	【奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録】職業能力開発の推進、ハラスメント対策の推進	若者の雇用促進(ユースエール認定)	消防団員の雇用、除排雪業務の受託、災害活動の実績 等	消防団協力事業所表示制度の認定取得	働く人の健康づくりに資する取組、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する取組	あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入及びエコ通勤優良事業所の認証、愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録及び活動報告書の提出、愛知県健康経営推進企業の登録	除雪・凍結防止剤散布活動等の取組、防災に関する取組、清掃活動等の社会貢献活動に関する取組 等	ボランティア活動による地域貢献、加入している建設業団体の社会貢献活動

※上記は各県の公契約条例に基づき評価している項目、国は女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づき評価する項目  
 ※静岡県は条例の基本理念に定められた内容 ※奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録は奈良県に事業所を有する企業が対象  
 ※滋賀県は令和3年10月15日条例公布、令和4年4月1日から施行

**女性の活躍・仕事と生活の調和**については、「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の登録要件にその内容が含まれるが、取組をより推進するため、**評価項目を追加する。**  
 また、奈良県では**環境に配慮した事業活動に係る項目**を置いていないため、**評価項目を追加する。**

# 「社会的な価値の勘案基準」の改正概要



# 条例及び施行規則の規定について

## 条例及び施行規則の規定

### 奈良県公契約条例 第7条

(社会的な価値の勘案)

第七条 県は、公契約の性質又は目的に応じ、規則で定めるところにより、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札その他公契約の相手方の選定において、適正な労働条件の確保その他の社会的な価値の実現及び向上に対する寄与の程度を勘案するものとする。

### 奈良県公契約条例施行規則 第5条

(社会的な価値の勘案)

第五条 県は、条例第七条の規定により、次の表の上欄に掲げる公契約の性質又は目的に応じ、当該公契約の相手方の選定において、それぞれ同表の下欄に掲げる評価を行う。ただし、同表に掲げる評価を行うことが適当でないとき知事が認めるときは、この限りでない。

(中略)

2 前項に規定する評価は、当該公契約の性質又は目的に応じ、次に掲げる事項に関する指標であって、知事が必要と認めるものにより行うものとする。

- 一 適正な労働条件の確保、労働条件の改善その他の労働環境の整備 . . . A
- 二 雇用機会の拡充 . . . B
- 三 前二号に掲げるもののほか、社会的な価値の実現及び向上に資する取組 . . . C

社会的な価値の勘案について、条例及び施行規則の規定は上記のとおりとなっている。  
今回追加を検討する評価項目案を、施行規則第5条第2項に規定する指標ごとに分類すると以下のとおりとなる。

- <上記A> 女性活躍推進課の評価項目案
- <上記B> 障害福祉課の評価項目案
- <上記C> 環境政策課の評価項目案

## 追加を検討する評価内容（女性活躍推進課提案）

### ①なら女性活躍推進倶楽部の登録の有無

#### 制度概要

県内の企業・事業所に会員登録いただき、男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりを目指し、関係団体とともに様々な取組を展開する奈良県の事業（平成29年11月7日より）

#### 対象

女性活躍推進に積極的に取り組もうとする**県内企業・事業所等**

#### 登録事業者数

138社（令和3年12月末現在）

#### 登録要件

- 労働関係法令（育児・介護休業法等、県が指定しているもの）を遵守していること
- 女性活躍推進に取り組む宣言を行うこと等

#### 期待される効果

女性活躍に取り組む意欲のある企業が、職場をより良くしていくための「女性活躍推進取組宣言」を策定し、取組を行うことにより、**県内の女性活躍の気運が高まるとともに、企業・事業所等における自主的な取組が促進される。**

#### 「なら女性活躍推進倶楽部」の3つの柱

- 1 企業の魅力発信**  
「あまり知られていない良い企業」がたくさんある奈良。知られざる県内企業・事業所の魅力を発信しています。
- 2 働きたい女性が企業と出会う場づくり**  
企業担当者と直接出会うことで、実際の企業を知ることができるマッチングイベントを開催しています。
- 3 会員間交流による企業のマインド改革**  
働きやすい職場づくりに役立つセミナー・交流会で県内企業が相互に交流し、自社での取組につなげています。

#### 確認方法

登録証書の写しで確認（3年毎更新）

#### その他

奈良県内に事業所を有する企業しか登録できないという性質上、WTO政府調達協定の適用を受ける特定調達に該当する場合は、評価項目としない。

## 追加を検討する評価内容（女性活躍推進課提案）

### ②えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無

#### 制度概要

都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることが出来る制度。どちらも女性活躍に取り組む企業を認定するものとなるが、根拠となる法律や目的が異なっている。

#### ●えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

「女性活躍推進法」に基づき、**女性の活躍推進に関する状況や取組などが優良な企業を認定する制度。**

認定のレベルは1つ星～3つ星の3段階あり、星の数が増えるほど、女性活躍が進んでいることを表す。

「プラチナえるぼし認定」は、「えるぼし認定」企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の基準を満たした場合に認定される。

#### ●くるみん認定、プラチナくるみん認定

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施するなど、一定の基準を満たした企業を**子育てサポート企業として認定する制度。**

「プラチナくるみん認定」は、「くるみん認定」企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の基準を満たした場合に認定される。

**令和4年4月1日からくるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準が改正されるとともに、新しい認定制度がスタートする予定。**

<創設される新しい認定制度>

トライくるみん…認定基準は、現行のくるみんと同じ

不妊治療と仕事との両立に関する認定制度…くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一類型として創設される、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業の認定制度

#### 対象

業種・業態を問わない(ただし、一般事業主行動計画の策定が必要)

#### 確認方法

認定通知書の写しで確認

## 追加を検討する評価内容（女性活躍推進課提案）

### 根拠となる法律及びその目的

#### ●女性活躍推進法（時限立法。令和8年3月31日限り失効予定）

目的…女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現（第1条）

#### ●次世代育成支援対策推進法（時限立法。令和7年3月31日限り失効予定 ※平成26年の改正により10年延長された）

目的…次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成（第1条）

### 県内の登録事業者数

えるぼし 6社、プラチナえるぼし 0社（令和3年11月末現在）

くるみん 26社、プラチナくるみん 5社（令和3年12月27日現在） ※5社は、左記26社に含まれる

### 公共調達での評価

#### ●国の各府省が、価格以外の要素を評価する調達を行う際に、上記認定の取得企業を加点点評価している。

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づく取組。

#### ●愛知県の公契約を活用した社会的価値の実現に関する評価事務（対象：総合評価競争入札、企画競争（随意契約）又は入札参加資格審査）において、上記認定を加点点評価している。

## 追加を検討する評価内容（女性活躍推進課提案）

### ③一般事業主行動計画の策定の有無（※）

（※）・計画期間が満了していない行動計画に限る。  
・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常用雇用労働者数が100人以下の事業主）を対象とする。

#### 制度概要

##### ●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだもの。常用雇用労働者数301人以上の事業主は、行動計画の策定・届出・周知・公表が義務付けられている。令和4年4月1日から常用雇用労働者数が101人以上の事業主まで義務の対象が拡大され、**100人以下の事業主については、努力義務**となる。

##### ●次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。常用雇用労働者数が101人以上の事業主には、行動計画の策定・届出・周知・公表が義務付けられ、**100人以下の事業主については、努力義務**となっている。

#### 期待される効果（②・③共通）

従業員の働き方を見直し、働きたいと考えるすべての女性が個性や能力を存分に発揮し活躍できる**雇用環境の整備及び仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備が促進**される。

#### 確認方法

一般事業主行動計画策定届の写し（労働局に届出を行ったもの）

#### 公共調達での評価

**国の各府省が、価格以外の要素を評価する調達を行う際に、上記認定の取得企業を加点点評価**している。「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づく取組。

## 追加を検討する評価内容（障害福祉課提案）

### ④障害者職場実習の受入実績の有無（※）

#### 評価概要

1回あたりの実施日数が3日以上**の職場実習受入実績がある場合**に、加点评価する。

- ・県のコーディネーターが関わる職場実習においては、実習の期間を最低3日以上として調整を行っていることに鑑みて、3日以上としたもの。
- ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間における受入実績を対象とする。

#### 期待される効果

障害のある人にとって、職場実習を通じて働く意味を考え、働く姿勢を学ぶことは、就職に向けての第一歩となり、事業主や企業にとって職場実習は、障害のある人を理解する絶好の機会となることから、**障害者職場実習受入企業が増加することで、障害者の雇用につながる取組が促進され、雇用機会が拡大する。**

#### 確認方法

障害者の職場実習実施日、支援機関等（※に掲げる特別支援学校等）が確認できる書類（第2号様式又は受入にあたり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報（作成者を明らかにしたもの）等の提出により確認）

#### （※）について

以下の場合を対象とする。

- ① 特別支援学校の生徒又は、障害福祉サービス事業を行う施設※が支援を行っている障害者を受け入れた場合  
※障害福祉サービス事業を行う施設…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項及び同条第14項に規定する就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の事業を行っている施設
- ② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

## 追加を検討する評価内容（障害福祉課提案）

### （参考）加点対象とする障害者職場実習の考え方

- 障害者職場実習の実施に当たっては、実習生を支援する機関が関わることとなる。
- このような支援機関と連携した障害者職場実習の取組を評価する。
- 対象とする支援機関については、特別支援学校のほか、企業への就職を希望、または企業での就労が困難である人の能力向上のための支援を行っている機関である「就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の事業を行っている施設」、及び「障害者就業・生活支援センター」とする。

### ＜障害福祉サービス等の体系（訓練等給付）＞ （根拠条文：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条）

		サービス内容	
居住支援系	自立生活援助	否	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	否	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練等給付 訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	否	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	否	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	否	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	否	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	否	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	否	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

（出典）厚生労働省ホームページ

### ＜障害者就業・生活支援センター＞

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、**障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る**ことを目的として、全国に設置されている。

（設置根拠：障害者の雇用の促進等に関する法律 第33条）

## 追加を検討する評価内容（障害福祉課提案）

### ⑤障害者就労施設等（※）への物品調達、業務委託等の発注実績の有無

#### 評価概要

年間10万円以上の発注実績がある場合に、加点評価する。

- ・障害者雇用促進に係る評価項目として、発注実績には一定の規模を求めるが、企業が取り組みやすい基準として年間10万円に設定。
- ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間における発注実績を対象とする。  
（契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む。）

#### 期待される効果

障害者就労施設等が供給する物品・役務に対する需要が増進され、**障害者の自立・雇用の促進につながる。**

#### 確認方法

第3号様式及び添付書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し）の提出により確認

（※）について <令和3年度奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針 第3「対象となる施設等」と同様の施設等>

① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等。

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

## 追加を検討する評価内容（環境政策課提案）

### ⑥ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム(※)の登録又は認証の有無

#### 評価概要

(※)環境マネジメントシステム  
組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントといい、このための事業所内の体制・手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムという。

**上記環境マネジメントシステムの登録又は認証がある場合に、加点評価する。**

- ・全国的な規模の登録（認証）制度で、外部機関が審査するものを評価対象として選定。
- ・入札公告日又は募集開始日の前日までの登録又は認証を対象とする。

#### 期待される効果

企業の事業活動における自主的かつ積極的な**環境保全の取組が促進され、環境負荷の軽減に貢献する。**

#### 確認方法

登録証又は認証書の写しで確認

#### 公共調達での評価

**愛知県の公契約を活用した社会的価値の実現に関する評価事務**(対象:総合評価競争入札、企画競争(随意契約)又は入札参加資格審査)において、**上記環境マネジメントシステムの認証を加点評価**している。

## 追加を検討する評価内容（環境政策課提案）

### （参考）各環境マネジメントシステムの概要

種別	特徴	対象企業	検討～取得までの概略日数	認証取得後	登録／認証事業者数
ISO14001	国際的に認められた第三者認証制度	業種・業態を問わない	1.5～2年	1年ごとに定期審査 3年ごとに更新審査	全国14,577事業者 うち奈良県176事業者 (令和3年12月17日現在)
エコアクション21	環境省が策定した日本独自かつ 中小企業にも取り組みやすい 環境マネジメントシステム		8～10ヶ月	概ね1年後に中間審査 2年以内に更新審査	全国7461事業者 うち奈良県42事業者 (令和3年12月20日現在)
KES	中小企業にも取り組みやすい 環境マネジメントシステム		ステップ1：6ヶ月 ステップ2：7ヶ月	1年ごとに確認審査 3年ごとに更新審査	全国2,594事業者 うち奈良県7事業者 (令和3年12月20日現在)
エコステージ	ISO14001取得前から取得後を含めた 環境マネジメントシステム (5段階の認証ステージあり)		6～9ヶ月	1年ごとに定期評価 3年ごとに更新評価	全国599事業者 うち奈良県1事業者 (令和3年12月20日現在)

## 「社会的な価値の勘案基準」の改正に係る今後のスケジュール（予定）

令和4年   3月	奈良県公契約審議会答申
	社会的な価値の勘案基準の改正を決定
	庁内全所属へ社会的な価値の勘案基準改正について通知
	特定公契約の受注者の対象となる事業者へ社会的な価値の勘案基準改正について通知 対象事業者:「Q1建物管理、Q7①給食、Q7②洗濯」で登録のある入札参加資格登録業者
4月	特定公契約に係る事務手続等について庁内説明会を開催 特定公契約の関係所属を対象に、制度概要(改正を含む)や特定公契約に係る事務手続を中心に説明
4月～6月	改正後の基準について継続して事業者にも周知を図る 会計局ホームページへの掲載、会計局内における周知チラシの設置 等
7月1日(予定)	<b>新基準の適用</b> <b>7月1日から公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理に適用</b> (総合評価入札、プロポーザル方式、又は指定管理者の公募に係る落札者決定基準に盛り込む) ※公告等の準備に必要な期間を勘案して、適用を7月1日とする。

資料4

公契約条例における社会的な価値の勘案基準

I 評価の方法等

1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類
1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	2%	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し (3年毎更新)
		登録なし	0		
2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無 (1、2-②及び2-③に該当する場合、重複しての加算はありません) ② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無 (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合は、重複しての加算はありません) ③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無(※2) (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が本評価内容に係るもののみである場合、及び2-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	1%	2%	なら女性活躍推進倶楽部会員登録証書の写し (3年毎更新)  認定通知書の写し  一般事業主行動計画策定届の写し (労働局に届出を行ったもの)
		登録なし	0		
		認定あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに認定のある場合	2%		
		認定なし	0		
		策定あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに策定のある場合	1%		
		策定なし	0		
3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	① 雇用人数 法定事業者(常用雇用労働者数43.5人以上)の場合、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較 その他の事業者(常用雇用労働者数43.5人未満)の場合、障害者雇用の有無	雇用率が3.5%以上 ・障害者雇用状況報告書⑪欄が3.5%以上の場合	2%	2%	障害者雇用状況報告書直近報告分の写し (毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)  第1号様式  障害者の職場実習実施日、支援機関等(※3に掲げる特別支援学校等)が確認できる書類 (第2号様式又は受入に当たり支援機関等が作成した依頼文書、業務日報(作成者を明らかにしたもの)等)  第3号様式及び添付書類 (契約書、納品書、請求書、領収書の写し)
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑫欄が0の場合	1%		
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑫欄に数値がある場合(0.5人も含む)	0		
		障害者の雇用あり	2%		
		障害者の雇用なし	0		
		② 障害者職場実習の受入実績の有無(※3)	1回あたりの実施日数が3日以上かつ職場実習受入実績あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間における受入実績の有無		
	実績なし	0			
	③ 障害者就労施設等(※4)への物品調達、業務委託等の発注実績の有無	年額10万円以上の発注実績あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前1年の間における発注実績の有無 (契約履行中又は支払期限未到来のため支払が完了していないものを含む。)	1%		
		実績なし	0		
	4 保護観察対象者等の雇用の状況	① 協力雇用主登録の有無 (4-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合		
登録なし			0		
② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者の雇用の有無		雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無	2%		
		雇用なし	0		
5 環境に配慮した事業活動の状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無	登録又は認証あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録又は認証のある場合	2%	2%	登録証又は認証書の写し (2年又は3年毎更新)
		登録又は認証なし	0		
合 計				10%	

2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	最高得点	確認に要する書類
公契約条例違反の有無	公契約条例違反による過剰又は入札参加停止措置 ▲2%×回数(上限▲6%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年の間における違反の回数	▲2% ～▲6%	0	会計局総務課に確認
		違反なし	0		

3 補足

- (※1)  
・申請時の取組内容については雇用政策課に確認  
(申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない)
- (※2)  
・計画期間が満了していない行動計画に限る。  
・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)を対象とする。
- (※3)  
以下の場合を対象とする。  
① 特別支援学校の生徒又は、障害福祉サービス事業を行う施設※が支援を行っている障害者を受け入れた場合  
※障害福祉サービス事業を行う施設…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項及び同条第14項に規定する就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)の事業を行っている施設  
② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合
- (※4)  
① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等
- ア 障害者支援施設  
イ 地域活動支援センター  
ウ 障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)  
エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)  
オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)  
カ 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)  
キ 在宅就業障害者  
ク 在宅就業支援団体
- ② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

II 様式

- 別紙1・・・第1号様式 障害者雇用状況報告書  
別紙2・・・第2号様式 障害者職場実習実施に関する証明書  
別紙3・・・第3号様式 発注実績報告書  
別紙4・・・第4号様式 保護観察対象者等雇用に関する証明書

## 公契約条例における社会的な価値の勘案基準

### I 評価の方法等

#### 1 加点評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業登録の有無	登録の有無	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までに登録のある場合	2%	奈良県社員・シャイン 職場づくり推進企業 登録証書の写し(3 年毎更新)
		登録なし	0	
障害者の雇用の状況	雇 用 人 数  ・法定事業者(常用雇用労働者数 43.5人以上)の場合、労働者数× 法定雇用率(小数点以下切り捨て) との比較	雇用率が3.5%以上 ・障害者雇用状況報告書⑪欄が3.5%以上の 場合	2%	障害者雇用状況報 告書直近報告分の 写し(毎年6月1日現在 の状況を労働局に報 告)
		不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑫欄が0の場合	1%	
		不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑫欄に数値がある場合 (0.5人も含む)	0	
	・その他の事業者(常用雇用労働 者数43.5人未満)の場合、障害者 雇用の有無	障害者の雇用あり	2%	
障害者の雇用なし		0		
保護観察対象者等の 雇用の状況	協力雇用主登録の有無 (下記に該当する場合、重複しての加 算はありません)	登録あり ・入札公告日又は募集開始日の前日までの登録 の有無	0.2%	第2号様式
		登録なし	0	
	更生保護法第48条に規定する保護観 察中の者、又は同法第85条に規定す る更生緊急保護中の者の雇用の有無	雇用あり ・入札公告日又は募集開始日の前年度4月1日 から公告日前日までの間の雇用の有無	2%	
		雇用なし	0	

#### 2 減点評価

評価指標	評価内容	評価基準	配点	確認に要する書類
公契約条例違反の有 無	公契約条例違反による過料又は入札 参加停止措置 ▲2%×回数(上限▲6%)	違反あり ・入札公告日又は募集開始日の前日以前3年の 間における違反の回数	▲2% ～▲6%	会計局総務課に確 認
		違反なし	0	

### II 様式

別紙1・・・第1号様式 障害者雇用状況報告書

別紙2・・・第2号様式 保護観察対象者等雇用に関する証明書

(第2号様式)

障害者職場実習実施に係る証明書

年 月 日

殿

申 請 者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

記

実施事業所名又は所属名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日 ( 日間)
受入人数	名

※以下は、実習生の所属する特別支援学校、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、及び障害者就業・生活支援センターにおいて記入

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

団体名  
代表者名

印





## 令和3年度 特定公契約該当契約(令和3年度中の契約(予定を含む))

令和4年1月31日現在

公契約区分	特定公契約該当要件	特定公契約該当件数
建設工事	3億円以上	15件
業務委託	3千万円以上、該当業務	12件
指定管理	3千万円以上、該当業務	2件

## 特定公契約（予定価格3億円以上）該当契約 取りまとめ

契約の種別		特定公契約 令和3年度契約 15件							
建設工事		契約(予定)名称	入札(公告)予定時期	契約(予定)期間		[単位:千円] 契約金額	契約担当課		備考
				開始年月日	終了年月日		部局	所属	
1	町並川 地下バイパス河川工事(推進工事)(大規模特定河川事業(大規模)(南部・東部)) 19-1	R3.5.25	R3.10.8	R5.10.31	736,877	県土マネジメント部	河川整備課		
2	一般国道169号高取バイパス(仮称)清水谷高架橋上部工事(防災・安全交付金事業(道路改良・都づくり))	R3.8.20	R3.12.15	R5.9.29	633,984	県土マネジメント部	道路建設課		
3	中央幹線13・14・15工区移設工事(管)その1	R3.2.8	R3.4.23	R4.11.30	585,749	水道局	総務課		
4	浄化センターNO.0人孔等耐震工事(防災・安全交付金事業)	R3.4.26	R3.7.1	R5.9.29	496,047	県土マネジメント部	下水道課		
5	桜井浄水場4号沈殿池機械設備更新工事	R3.10.21	R4.1.12	R5.3.25	470,580	水道局	総務課		
6	国宝 金峯山寺仁王門 素屋根建設工事	R3.3.5	R3.4.21	R4.3.29	447,051	文化・教育・くらし創造部	文化財保存事務所		
7	中町「道の駅」造成工事(中町「道の駅」整備事業(補助事業))	R3.9.3	R3.11.18	R4.6.30	443,354	県土マネジメント部	道路建設課		
8	一般国道169号 戸賀トンネル補修工事(道路メンテナンス事業(国道トンネル補修))	R3.6.28	R3.9.15	R4.9.30	432,728	県土マネジメント部	道路保全課		
9	御所浄水場2系NO2脱水機・補機更新工事	R3.7.7	R3.9.30	R4.12.16	391,600	水道局	総務課		
10	浄化センター2号汚泥消化タンク設備更新工事(防災・安全交付金事業)	R3.10.14	R3.10.21	R5.3.24	389,180	県土マネジメント部	下水道課		
11	旧御所東高校 除却工事	R3.6.1	R3.8.3	R4.7.29	366,630	産業・観光・雇用振興部	企業立地推進課		
12	(仮称)葛下流域貯留施設建設工事(受託単独河川改良事業) TJ-1-1	R3.7.21	R3.9.30	R4.10.31	363,234	県土マネジメント部	河川整備課		
13	御所浄水場2系PAC注入設備更新工事	R3.12.2	R4.2.22	R5.8.31		水道局	総務課		
14	一般県道川津高野線 法面対策工事(土砂災害対策道路事業(地方道災害防除))	R3.10.15	R4.3月頃	R7.8.29		県土マネジメント部	道路保全課		
15	藤の木学園指導訓練棟・管理棟等建築工事	R4.2月頃	R4.3.15	R5.3.15		福祉医療部	障害福祉課		

特定公契約(予定価格3千万円以上・規則で定める業務を含むもの)該当契約 取りまとめ

契約の種別
業務委託

特定公契約 令和3年度契約 12件

契約(予定)名称	入札(公告)予定時期	契約(予定)期間		[単位:千円] 契約金額	【委託・指定管理のみ】業務内容		契約担当課		備考
		開始年月日	終了年月日		対象業務(①～⑧)	対象外業務(⑨～⑯)	部局	所属	
1 県庁庁舎保安警備業務委託	R3.4.2	R3.5.1	R6.5.31	191,123	②警備③駐車場管理④受付・案内		総務部	管財課	
2 奈良県中央卸売市場総合管理業務委託	R3.10.12	R3.12.1	R4.11.30	80,300	①清掃②警備	⑨設備保守・運転	食と農の振興部	中央卸売市場	
3 なら歴史芸術文化村建物等総合管理業務委託	R3.3.1	R3.4.1	R4.3.31	65,076	①清掃②警備⑤宿日直	⑨設備保守・運転	文化・教育・暮らし創造部	なら歴史芸術文化村整備推進室	
4 県立高等学校総合寄宿舎給食業務委託	R3.2.8	R3.4.1	R6.3.31	48,510	⑦給食		教育委員会事務局	学校支援課	
5 奈良土木事務所管内 道路等維持管理業務	R3.2.26	R3.4.21	R4.3.31	46,885	①清掃		県土マネジメント部	奈良土木事務所	
6 令和3年度「馬見フラワーフェスタ・馬見クリスマスウィーク」・令和4年度「馬見チューリップフェア」会場運営及び催事運営ならびに交通対策業務委託	R3.6.1	R3.7.30	R4.5.31	42,900	②警備③駐車場管理	⑯その他	地域デザイン推進局	中和公園事務所	
7 馬見丘陵公園管理業務委託	R3.3.18	R3.4.1	R4.3.31	36,760	①清掃③駐車場管理④受付・案内	⑯その他	地域デザイン推進局	中和公園事務所	※3号随契
8 ガストロノミーツーリズム世界フォーラム開催事業	R4.12.16	R4.1.28	R5.2.28	199,685	②警備	⑯その他	観光局	MICE推進室	※プロポーザル方式
9 浄化センター運転管理業務委託	R4.1.18	R4.3月頃	R7.3.31		①清掃	⑨設備保守・運転	県土マネジメント部	下水道課	
10 第二浄化センター運転管理業務委託	R4.1.18	R4.3月頃	R7.3.31		①清掃	⑨設備保守・運転	県土マネジメント部	下水道課	
11 宇陀川浄化センター運転管理業務委託	R4.1.18	R4.3月頃	R7.3.31		①清掃	⑨設備保守・運転	県土マネジメント部	下水道課	
12 吉野川浄化センター運転管理業務委託	R4.1.18	R4.3月頃	R7.3.31		①清掃	⑨設備保守・運転	県土マネジメント部	下水道課	

特定公契約（予定価格3千万円以上・規則で定める業務を含むもの）該当契約 取りまとめ

契約の種別
指定管理

特定公契約 令和3年度契約 2件
------------------

	契約(予定)名称	入札(公告)予定時期	契約(予定)期間		[単位:千円] 契約金額	【委託・指定管理のみ】業務内容		契約担当課		備考
			開始年月日	終了年月日		対象業務(①～⑧)	対象外業務(⑨～⑯)	部局	所属	
1	なら歴史芸術文化村指定管理運営委託	R2.10.16	R4.3.21	R9.3.31	1,499,500	①清掃②警備③駐車場管理④受付、案内⑤宿日直	⑨設備保守・運転⑩施設運営⑪廃棄物処理	文化・教育・暮らし創造部	なら歴史芸術文化村整備推進室	R3.7.7 協定締結済
2	奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館の指定管理に関する基本協定	R2.8.11	R3.4.1	R4.3.31	162,541	①清掃②警備③駐車場管理④受付、案内⑤宿日直⑥電話交換⑧洗濯	⑩施設運営	福祉医療部	障害福祉課	